

日本は夏真っ盛りだと思いますが、いかがお過ごしでしょうか。以下、7月のプロジェクト活動を紹介します。

### 国連の人身取引に関する定期会議（UNIAP）でのMDT実施ガイドラインの紹介（7/1）

UNIAPは、タイ国内で人身取引対策に携る関係者を定期的に集め、情報共有・意見交換を目的とした会合を実施しています。7/1の会合では、プロジェクトからスワリー専門官がスピーカーとして出席し、6月に完成したMDT実施ガイドラインを紹介しました。



50人近くに上る出席者からのガイドラインへの関心は高く、会合後、警察、労働省、NGOを中心に200部以上の配付依頼を受けました。プロジェクトとしては、ガイドラインを現場でどんどん活用してもらい、そのフィードバックを受け、より良いものにしていきたいと考えています。

### 「安全な出稼ぎ」をテーマに 地方でキャンペーン（7/12）

MDT通信でも過去にお伝えしている通り、タイのNGOのFOUNDATION FOR WOMEN (FFW/LOL)と共に、地方で「安全な出稼ぎ」を目指したキャンペーンを行っています。今月は、海外出稼ぎ人口が特に多いといわれる東北部ウドンタニ県で開催しました。同県では150万人の人口のうち4万人以上がより良い収入を

求めて海外へ出稼ぎに行きます。このような状況の中、FFW/LOLは、海外出稼ぎにまつわる問題を啓発しています。



お揃いのポロシャツで受付をするピアサポートメンバー

キャンペーンでは、ポーランドで労働搾取に遭ったピアサポートグループの女性が、渡航から帰還までの自らの体験を語りました。彼女は、タイ国内で登録済みの斡旋会社を通して、契約書を取り付け準備万端で渡航したにも関わらず、賃金未支払いの労働搾取に遭ってしまい、現在は加害者を訴追し、裁判になっていることを報告しました。彼女は、キャンペーンの参加者に対して、もし海外に働きに行くのであれば、契約書を含む全ての関係書類を保管しておくように、とメッセージを送りました。

また、郡労働事務所の代表からは、労働搾取のリスクは、斡旋会社や親戚・知り合いを頼った出稼ぎにおいて特に高いことを指摘しました。渡航前に契約書の内容をきちんと確認しリスクを回避する為に、郡労働事務所やスワンナプーム国際空港での出国前サポートを受けることを呼びかけました。参加者たちは労働搾取は他人事ではないと、熱心にメモを取っていました。

その後、参加者たちは、今後、労働搾取などに遭わないための方策について小グループで話し合いました。



このキャンペーンは、被害者自らが人身取引の予防活動に積極的に関わりながら、地域の自治体や政府シェルターと共同で実施しているという点でプロジェクトが目指す被害者中心のアプローチを体現するものです。プロジェクトでは、FFW/LOL 委託事業で発現しているこういったグッドプラクティスを抽出し、MDTの機能強化に役立てていくことを計画しています。

#### アメリカ国務省、 2011年度人身取引報告書を発表

同報告書はアメリカ国務省が在外アメリカ大使館、各国政府、NGO、国際機関等などの人身取引に関する情報を基に作成し、今年も184か国の人身取引に関する取組が掲載されています。

(<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2011/>)。同報告書はアメリカの人身取引被害者保護法を基準に、各国の取組を評価し、4つの階層にランク付けしています。

タイは、昨年に引き続き、下から2番目の「第二ランク（監視対象国）」にランク付けされました。報告書は、タイ政府の取組みを、反人身取引法をもとに活動し、人身取引に関する啓発活動を行い、タイ国内の外国人被害者に対し滞在及び労働許可を与え、第2次人身取引国家戦略政策（2011-2016）の策定などを行っている、

と評価しているものの、そういった活動による成果を裏付ける明確なデータがないと指摘しています。第二ランク（監視対象国）とした理由としては、加害者訴追や被害者保護が十分ではないこと、加害者と警察との癒着の問題、移住労働政策における人身取引に関する脆弱性を挙げています。

同報告書が発表となった翌日に国内新聞のニュース記事になるなど、報告書に対するタイ国内の関心は高いことが伺えます。プロジェクトマネージャーであるサワニー部長は、「第二ランク（監視対象国）と判断されたことは不名誉なことであるけれど、我々は今後も反人身取引の仕事にベストを尽くすのみ」と力強くおっしゃっていました。

ちなみに日本は第2ランクです。アジア諸国からの外国人が強制労働の被害者になっていること、アジア・東欧・南米から雇用もしくは偽装結婚を通じて日本に入学してくる女性や子どもが売春を強要されていること、日本国籍保持者の人身取引被害者が増加していること、研修生制度を通じた労働搾取が行われている可能性などが指摘されています。

同報告書はアメリカ国務省が発行しており、国連の基準に必ずしも基づくものではありませんが、人身取引の主要な動きを理解することができます。皆さんもぜひお手に取ってみてください。

\*前号でお伝えした JICA 本部国内委員会の方によるコラムは来号からとなります。